

## 堺市委託業務成績評定基準の補足説明事項

### 1 (主任監督員評定基準) 3-(1)事故等による減点について

「当該業務執行中に受注者に起因する事故等」については、下記のような事例の際に適用する。

#### 【事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

### 2 (主任監督員評定基準) 3-(2) 契約不適合による追完又は損害賠償請求による減点について

ここでいう「契約不適合」とは、軽微なミスを指すものではなく、大幅な修補等を伴うものをいう。

### 3 (考查項目別採点基準表の選定) 4について

「単純調査業務」は、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等に対応するものとし、工事に関連する委託業務として発注する家屋調査業務、(設計に伴う)ひび割れ等の計測調査業務などが該当する。

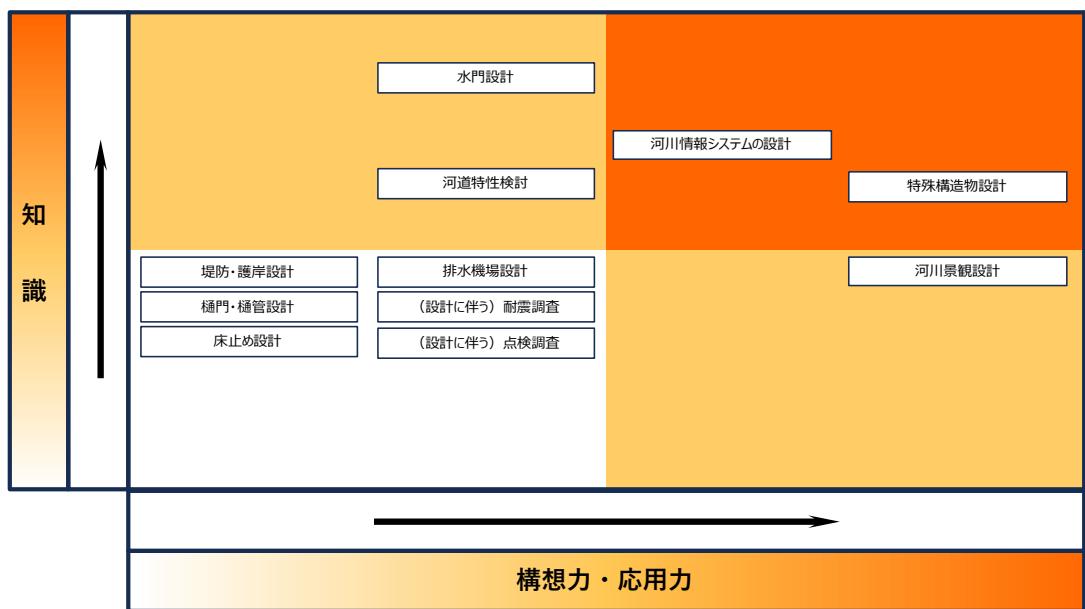
「調査・計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものとする。本業務は、工事に関連する委託業務として発注されることは少ないため、業務の性質や発注形態を十分に考慮した上で採用すること。

### 4 考査項目別採点基準表の「高度な技術レベル」、「難易度の高い業務」について

考查項目別採点基準表の評価細目に高度な技術レベル、難易度の高い業務の語句が含まれる項目があるが、これに関しては知識の高い業務、または構想力・応用力の高い業務を指す。以下、道路事業と河川事業において、標準的な業務内容に基づいた例を示す。



図－1 道路事業に関する設計業務の例



図－2 河川事業に関する調査・設計業務の例